

西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 実地視察大学の概要

○課程認定を受けている学科等の概要

大学名		西南女学院大学		設置者名		学校法人 西南女学院			
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成22年度)				
学部	学科等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業 者数	免許状 取得者数		教員 就職者数	
						実数	個別		
保健福祉学部	看護学科	80人	高一種免(看護)	平成7年度	88人	12人	2人	0人	
			養教一種免	平成7年度			10人		
	福祉学科	80人	養教一種免	平成7年度	82人	19人	2人	4人	
	栄養学科	100人	栄教一種免	平成17年度	90人	2人	2人	0人	
人文学部	英語学科	60人	高一種免(英語)	平成18年度	47人	15人	15人	5人	
			中一種免(英語)	平成18年度			15人		
入学定員合計		320人	合計		307人	48人	46人	9人	
大学名		西南女学院大学短期大学部		設置者名		学校法人 西南女学院			
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成22年度)				
	学科等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業 者数	免許状 取得者数		教員 就職者数	
						実数	個別		
	保育科	150人	幼二種免	昭和33年度	129人	121人	121人	40人	
入学定員合計		150人	合計		129人	121人	121人	40人	
備考	<p>・「学部・学科等の名称等」欄は、平成23年4月1日現在の名称・定員である。 ・「免許状取得者数」欄の「実数」欄は各学科等の実人数、「個別」欄は各学科等内の教職課程ごとの人数である。</p>								

実地視察大学に対する講評

実地視察日：平成24年1月18日（水）

実地視察大学：西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部

実地視察委員：佐々祐之委員、野村新委員、八尾坂修委員

■ 大学の教員養成に対する全般的な状況

<状況>

（大学）

- ・ 2学部4学科で教員養成を行っている。

（短期大学部）

- ・ 1学科で教員養成を行っている。

<講評>

（大学・短期大学部共通）

- ・ 教員養成に関する教育課程、教員組織等については、全般的に基準を満たしている。
- ・ 課程認定大学は、教員養成を自らの主要な任務として強く自覚する必要があるとあり、教員として必要な資質能力を身に付けた学生を送り出すべく、質の高い教育活動を行うことが責務であることを認識し、教職課程の水準の維持・向上に努めてもらいたい。

■ 教員養成に対する理念、設置の趣旨等の状況

<状況>

（大学・短期大学部共通）

- ・ 教育基本法及び学校教育法に則り、キリスト教精神に基づく「感恩奉仕」を教育の基盤として、広く知識を授け、深く専門の学芸を探究するとともに、豊かな人間性と社会的責任感を涵養し、もって人類の福祉と文化の発展に貢献する有為の人物を育成することを教育目的としている。

<講評>

（大学・短期大学部共通）

- ・ 大学としての教員養成に対する理念・構想が明確にされており、それを具体化するため、「総合人間学概論」をはじめとするキリスト教に関する科目やキャリア教育科目を開設し、それを基盤として、他者との協力・コミュニケーションスキル等の人間力を身に付けさせている。
- ・ 大学が養成しようとする教員像を明確に持っているが、教育現場が日々刻々と変化していることを踏まえ、常に養成する教員像について検討するとともに、教職課程においてそれをどのように具現化するのかを検討すること。

■ 教育課程（教職に関する科目等）、履修方法及びシラバスの状況

<講評>

（大学・短期大学部共通）

- ・英語の指導法についての科目が充実している。各科目において無駄な重複がないよう、担当教員間での連携を密にすること。
- ・教育課程論の中に指導法を含む授業が設定されているが、指導法は教育方法論であり、教育課程論と性質が異なるため、独立させるべきである。教職に関する科目について、体系的に学習できるよう、教職課程全体のカリキュラムを検討すること。
- ・教職に関する科目について、教育職員免許法施行規則に定める「含めることが必要な事項」が含まれていない科目があるため、法令で扱うこととしている内容は必ず扱うようにすること。また、各科目名称についても、最近の課程認定の状況等を踏まえた適切な名称となるようにすること。

■ 教育実習の取組状況

<状況>

（大学・短期大学部共通）

- ・実習校は、教育委員会の選定校、学生の出身校、又は大学併設校である。
- ・73%の学生が、母校で実習を行っている。
- ・全ての実習校において巡回指導を実施している。

<講評>

（大学・短期大学部共通）

- ・教育実習の実施にあたっては、課程認定大学は、教育実習の全般にわたり、学校や教育委員会と連携しながら、責任を持って指導に当たることが求められる。
- ・大学による教育実習指導体制や評価の客観性の観点から、母校実習についてはできるだけ避けることが望ましいが、積極的な理由から母校における教育実習を行う場合においても、大学が、実習先の学校と連携し教育実習に関わる体制を構築するとともに、公正な評価となるように努めること。
- ・大学は、教育実習が、実習生と実習校の双方に有意義なものになるよう努めることが必要である。そのために、実習にふさわしい学生を、責任を持って実習校に送り出せるよう、実習の前に学校支援ボランティアに行かせるなど、学生の能力や適性・意欲等を高めるよう努めること。

■ 学校現場体験・学校ボランティア活動などの取組状況

<状況>

(大学・短期大学部共通)

- ・履修カルテにボランティア活動についての記入欄を明示し、これを活用して学生に学校支援ボランティア活動を推奨している。

<講評>

(大学・短期大学部共通)

- ・教職を希望する学生が、積極的に現場と関わることができるようキャリア支援体制等を充実させること。

■ 教職指導及びその指導体制の状況

<状況>

(大学・短期大学部共通)

- ・入学時のガイダンスのほか、各学科の教職課程担当教員、事務担当者が必要に応じ履修カルテを活用した履修指導を行っている。

<講評>

(大学・短期大学部共通)

- ・履修カルテを用いて、体系的な指導がされている。
- ・履修カルテの活用方法・状況が、時系列の表にまとめられており、流れがわかりやすい。ここに教職課程の履修や学校支援ボランティアの体験等を組み込んで整理すると、一層その体系がわかりやすい。

■ 教員養成カリキュラム委員会などの全学的組織の状況

<状況>

(大学・短期大学部共通)

- ・全学組織である教務委員会の下に「教職課程委員会」を置き、教職課程のカリキュラム立案、教育実習に係る諸問題に関する事項を審議、実施している。
- ・教職課程委員会に「ワーキンググループ」と「看護学科福祉学科教職課程合同会議」を設置し、「ワーキンググループ」では教育実習を含め、全学的課題の連絡、調整、協議を行っている。また、「看護学科福祉学科教職課程合同会議」では、教育実習の事前事後指導を含め、保健福祉学部教職指導について、連絡、調整、協議を行っている。

<講評>

(大学・短期大学部共通)

- ・全学的な教員養成に対する理念や、教職課程のカリキュラム等について、常に検討し、各学科において実施するよう努めること。

■ 施設・設備（図書等を含む。）の状況

<講評>

(大学・短期大学部共通)

- ・教職関係の図書は、雑誌も含めて揃えられている。
- ・本の内容について質問できる窓口を開設するなど、より一層学生が図書等の情報を活用しやすくなるよう取り組むこと。